

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第十一条まで（現行のとおり） （特別地域内における行為の制限）</p> <p>第十二条（現行のとおり）</p> <p>一から十二まで（現行のとおり）</p> <p>十三 主として歩行者の通行の用に供する道路であつて舗装がされて いないもののうち知事が指定する道路において車馬を使用するこ と。</p> <p>2から7まで（現行のとおり）</p> <p>第十三条から第十六条まで（現行のとおり） （利用のための規制）</p> <p>第十七条（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号にお いて同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及 ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該都立自然公園の利用に 支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。</p> <p>2 知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号又は第三 号に掲げる行為をしている者があるときは、その職員をして、当該行 為をやめるべきことを指示させることができる。</p> <p>3（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第十一条まで（略） （特別地域内における行為の制限）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一から十二まで（略） （新設）</p> <p>2から7まで（略）</p> <p>第十三条から第十六条まで（略） （利用のための規制）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>一及び二（略） （新設）</p> <p>2 知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる 行為をしている者があるときは、その職員をして、当該行為をやめる べきことを指示させることができる。</p> <p>3（略）</p>

第十八条から第二十三条まで (現行のとおり)

(指定)

第二十四条 知事は、都立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 から4まで (現行のとおり)

(業務)

第二十五条 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

(削除)

(削除)

(削除)

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

二 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

第十八条から第二十三条まで (略)

(指定)

第二十四条 知事は、都立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 から4まで (略)

(業務)

第二十五条 (略)

一及び二 (略)

三 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

五 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(新設)

三 都立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第二十六条 公園管理団体は、都及び関係区市町村との密接な連携の下に前条第一項第一号に掲げる業務を行わなければならない。

第二十七条から第三十八条まで (現行のとおり)

(利用の増進のための情報の提供等)

第三十八条の二 都は、都立自然公園の利用の増進に資するため、都立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うものとする。

第三十九条から第六十七条まで (現行のとおり)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定に違反した者

二 第十四条第一項の規定による命令に違反した者

第六十九条 第十二条第七項の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(削除)

(削除)

第七十条 (現行のとおり)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一から五まで (現行のとおり)

(連携)

第二十六条 公園管理団体は、都及び関係区市町村との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

第二十七条から第三十八条まで (略)

(新設)

第三十九条から第六十七条まで (略)

第六十八条 第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定に違反した者

二 第十二条第七項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第七十条 (略)

第七十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一から五まで (略)

六 特別地域又は集団施設地区内において、第十七条第二項の規定による職員の指示に従わないで、みだりに同条第二項第二号又は第三号に掲げる行為をした者

七 (現行のとおり)

第七十二条及び第七十三条 (現行のとおり)

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

六 特別地域又は集団施設地区内において、第十七条第二項の規定による職員の指示に従わないで、みだりに同条第二項第二号に掲げる行為をした者

七 (略)

第七十二条及び第七十三条 (略)

別表第一から別表第四まで (略)